

保護者のみなさま

大新小学校

警報発令時または災害発生時の対処について

天候異常による警報発令時または災害発生時の登下校の安全確保について、本年度は次のような措置を講じます。よくお読みいただき、趣旨をご理解の上ご協力ください。

- ◎ 和歌山市を対象とした暴風警報または大雨警報（「特別警報」含む）のいずれかが発令されている場合、原則は以下のようにします。（※テレビのデータ放送、テレビ和歌山等で市町村別の警報を見てください）

	発令状況	措置
登校前	警報発令中	解除されるまで、 <u>家で待機</u> させてください。
	<u>午前6時までに解除された場合</u>	平常通りの授業をします。気をつけて登校させてください。 ☆給食もあります。
	<u>午前6時～10時の間に解除された場合</u>	解除された時点から <u>登校</u> させてください。（危険箇所にご注意させてください。） <u>短縮校時で午前中の授業</u> をし、12時ごろ下校します。 ☆給食はありません。
	<u>午前10時以降に解除された場合</u>	<u>臨時休業</u> とします。
在校中	<u>在校中に発令・発生した場合</u>	全児童は、 <u>学校で待機</u> しています。 <u>保護者の方に直接お引き渡しをします</u> ので、 <u>警報発令後、学校へ迎えに来て</u> ください。（その時はメールシステム等でお迎えの時刻をお知らせします。）

- 警報が解除になって登校する場合でも、なお危険が予想されるような時には保護者の判断で登校を一時見合わせ、安全を確かめてから登校させてください。
- 波浪警報や注意報の場合には平常通り授業があります。十分気をつけて登校させてください。
- 臨時休業により子ども達が家にいる時や、緊急下校後に外出して事故にあうおそれもあります。非常時の家での過ごし方も十分に話し合っていただき、ご配慮をお願いいたします。
- ◎ 登校前に、和歌山市において震度5強以上の地震があった時、また震度に関係なく津波等危険が予測される場合、臨時休業とします。
- ◎ 登校後の地震により、津波等危険が予測される場合、児童の安全確保をします。その上で情報収集をし、待機させるか、下校させるかを決定します。（その時はメール連絡システムでお知らせします。）

★給食について

前日、夕刻の時点で、台風が和歌山県に接近、上陸のおそれがある場合、市の教育委員会の指示に従って、市内一斉に翌日の給食を取りやめる場合があります。 その場合、翌日台風がそれより早く通過したりして、警報が解除されても給食は実施できません。短縮校時で午前中の授業をして、12時ごろ下校させます。

※ このプリントは、家の目につくところに、貼っておいてください。